

米原市自治基本条例（試案 ver.2）

1. 理念

前文 歴史と方向性、結び目 情報、市民と行政

第1章 総則

この条例は、米原市が、自主自立の精神に基づき世代を超えて住み続けられる魅力あるまちづくりを推進するための基本的な事項を定めるとともに、市民・市及び事業者等の役割・権利・責務等を明確にすることによって地域社会の活力を高め、米原市における自治の確立と市民福祉を充実することを目的とする。

第2章 用語の定義

(1) 米原市

行政区域としての米原市

(2) 住民

米原市に住所を有する者

(3) 市民

住民及び米原市において外国人登録を有する外国籍住民

(4) 市

米原市の市議会及び執行機関

(5) 事業者等

事業者 市内に事業所を有する営利団体（または商法上の法人）

団体等 市内に事務所または活動拠点を有する営利を目的としない組織及び団体

(6) 協働

まちづくりに関する役割分担の原則に基づき、市民・行政及び事業者等が相互補完的に対等な連携・協力を進めること

(7) 持続的発展

世代を超えて、良好な環境、健全な地域経済および生き活きとした市民の地域的連帯を享受することができる社会の発展のあり方

第3章 まちづくりの基本原則

米原市におけるまちづくりは以下の基本原則によって推進するものとする

(住民主権)

(1) 住民は米原市の主権者であり、市は住民の付託により、住民の・住民による・住民のための都市経営の執行責任を負う。（都市経営を推進する責任を負う）

(役割分担と協働)

(2) 市民・事業者等及び市は、まちづくりにおける役割分担を明確にし、相互の連携と協働

によるまちづくりを推進しなくてはならない

(持続的発展)

(3) まちづくりに関する諸活動は、世代を超えた地域全体の公益を増進させるために、持続的な発展に寄与するものでなくてはならない。

(多様性の尊重)

(4) すべての市民は人として尊ばれ、その性別、社会的地位、人種、出自および公共的な活動を理由とする不合理な差別から守られる権利を持つ。

(5) 米原市におけるまちづくりは、文化的、歴史的、地理的、環境的多様性に配慮し、市民活動と地域社会の自主性を尊重しなくてはならない。

(情報の共有)

(6) まちづくりに関する情報は米原市の公共財であり、市民・事業者・市の間で共有されることを原則とする。

(不当要求の禁止)

(7) 何人も、市に対して違法な手段による要求および市の行政執行の公正性を損なう要求を行ってはならない。

第4章 まちづくりの役割分担と協働

市民は地域社会の諸活動を自ら組織し、市や事業者と連携しつつ自主・自立の原則の下に地域社会の活性化と課題の解決のための公共的活動を推進するものとする。

市は、行政でなくてはできない強制力が必要な事業や、行政によってのみ確実にかつ効率的に実施できる事業等にその事務を限定することに努めるとともに、地域社会全体の円滑かつ効率的な公共的諸活動のための支援を行うものとする。

事業者は地域の経済的活力を高め地域の雇用の確保に努めると共に、まちづくりの利害関係者として地域社会にその資源を提供するものとする。

団体等は、地域社会の公共的活動の主役(主体)として、公共的サービスを広く担うことができる。

市民・事業者等および市は、それぞれ自立しつつ相互補完的に役割を担い、必要に応じて連携・協働することで米原市のまちづくりを推進する。

まちづくりにおける協働・参加及び参画の基本原則と内容は条例によって規定されなければならない。

第5章 市民及び事業者等の権利と責務

(1)(知る権利)

市民及び事業者等はまちづくりについて適切に判断し行動するために、~~原則として、~~市が管理するあらゆる情報を知る権利を有する。

市は市民及び事業者等の知る権利を保証するために、適切な時期に適切な方法で情報を提供し、また求めに応じて情報を公開しなくてはならない。

(2)(まちづくりへの関与)

市民及び事業者等は、まちづくりの役割分担に従い、まちづくりにおける参加・参画および協働を市に求める権利を有し、またそれらを市から求められたときには原則として応じる責務を負う。

市は、事業者及び団体等の組織及び運営に介入や関与をしてはならない。また市は、研修・啓発などによって市民の参加・参画・協働の基盤形成を支援するものとする。

市民及び事業者は、米原市の公益を増進させる活動を企画実施する場合、その活動の自主性・自立性を損なわない範囲で、必要に応じて市の適切な支援を受ける権利を有する

(3) 市民投票

市民は、市における重要な課題について市民発意による市民投票によりその総意を明確にすることができる。また、市議会及び執行機関は、市民投票の結果を尊重しなくてはならない。

市民投票の発意、投票権の範囲、投票方法、結果の取り扱いについては条例でこれを定める。

第6章 市の責務

(1) (都市経営の原則)

議会及び市長は、住民の代表機関として、すべての市民及び事業者等に奉仕し、米原市の持続的発展のために適切かつ効率的な都市経営を行わなくてはならない。~~い、都市経営に関する情報を整備してわかりやすく開示しなくてはならない。~~

市は、まちづくりの推進にあたって、自立した都市経営の理念の下に、健全な財政運営と計画的な事業の実施に努めなければならない。

市は、都市経営に関する情報を迅速に整備して、わかりやすく開示しなくてはならない。

市長は予算編成過程における公開と市民参加を推進するものとする。

(2) 倫理規範の確立

議会、執行機関及び市職員は、市民の信託に応え、日本国憲法を遵守し、条例に従い、法令を自らの解釈に基づいて運用しなくてはならない。

市は、何人によるかを問わず、違法な手段による要求および市の行政執行の公正性を損なう要求に応じてはならない。

市は、議員・執行機関及び職員が職務上受けた不当な要求を排除するために、組織的にかつ制度に基づいて対応しなくてはならない。

市職員は、議員または上司から職務上違法または不当な要求を受けた場合には、その命令及び指示等に従わず、撤回させるために適切な対応をしなければならない。その場合、議会及び執行機関は、当該職員に対して不当または不利益な扱いをしてはならない。

(3) 議会の責務

議会は市民の意思が市政に反映されるように誠実かつ効率的に活動しなくてはならない。議会及び議員は議会活動に関する情報を市民に公開し、わかりやすく説明する責務を有する。

議員はその活動に必要な能力を開発し自己啓発に努めなければならない。

(4) 市長の責務

市長は、米原市の代表者として主権者である住民の厳粛な信託に応え、この条例にのっとり公正かつ誠実に市政の執行にあたり、持続可能な都市経営を推進しなければならない。

(5) 職員の責務及び権利

市職員は、米原市の全体の公益のために誠実に職責を果たし、都市経営の改善と効率的な事務の執行に努めるとともに、地域社会における協働を推進しなくてはならない。
市職員は、その事務執行に必要な能力を開発し自己啓発に努めなくてはならない。また職員はそのために必要な支援と機会を得る権利を有する。

第7章 参加と参画

(1) 参加と参画の権利

市民は原則として議会及び執行機関による企画・実施および評価等の活動に参加し、参画する権利を有する。

(2) 情報の提供

議会及び執行機関は、まちづくりにおける市民の参加・参画を有効に機能させるために、計画・実施および評価のすべての段階に関する情報を遅滞なく市民に提供しなくてはならない。

第8章 市民の地域自治活動

(1) 市民自治組織

市民は、地域社会における良好な自然的・社会的・歴史的環境の維持及び増進のための共同活動を行う市民の自治組織をつくることができる。

市民自治組織は、必要に応じて市の事業との連携を行い、市の事業の委託を受け、市と連携して協働事業を実施することができる。

市民自治組織の組織及び運営に関して、市はその自主性を尊重し、介入や関与をしてはならない。

(2) 地域審議会

市は、一定の事業の執行を市民の自治的活動に包括的に委ねるために、地域審議会を設置することができる。

第9章 他の公共機関との関係

(1) 市は米原市の公益を増進させるために、他の公共機関等との連携及び協調を図り、まちづくりを推進するものとする。

(2) 市は、地方自治の本旨に基づき、かつ国との適切な役割分担の原則にのっとり、国及びその関連機関との適切な連携及び協力を進めるものとする。

(3) 市は、広域的な行政課題について、補完性の原則にのっとり滋賀県及びその他の広域的組織との連携・協力を進めるものとする。

第10章 自治基本条例推進委員会

- (1) 本基本条例の実効性を高め、市民・事業者等及び行政による推進体制を確保するために、自治基本条例推進委員会を設置する。
- (2) 自治基本条例設置委員会は、**本条例に基づく**政策の制度化、事業の改善、まちづくり体制の整備などの運営状況を定期的に検証評価し、改善点を指摘し、もしくは条例違反の**是正等を**勧告する。また委員会は、条例の**運用**にかかる市民・事業者等および関係者の意見聴取を**行うことができる**。

第11章 最高規範

- (1) この条例は米原市における最高規範であり、市民・市及び事業者等はこの条例を遵守し、この条例を守り育てる責務を負う。
- (2) 市はこの条例に違反する条例・規則を制定してはならない。また、この条例に違反する事業執行をしてはならない。

第12章 条例の改廃

- (1) この条例を改正または廃止**には**、自治基本条例推進委員会に意見を求め、また市民投票において過半数の同意を**得なくてはならない**。
- (2) その他の手続きについては条例でこれを定める。